

板 碑 管 見

紅木

特260

447

51

020

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1m 1 2 3 4 5

始



特260
447

川崎浩良著
碑管見



緒言

一 本編は山形市史編纂の副産物で、本縣内に於ける石造
工作物の内、板碑の調査を取纏めたものである。石造
從來中央學界に於ける板碑の研究は、各大家に依て、甚だ行
はれて居るが、而も本縣内に於ける調査に於て、甚だ行
及ばざる恨みが無いでもない。不肖之を遺憾とし、廣だ行
及く縣内を踏査して其所在を探り、文字あるものは拓本
には採り、形あるものは寫真に收めたのであるが、本編
には單に其形態及文字の説明と寸法とを記述するに止
めた。

一 本編の印刷に就ては學友原田一男君の努力に俟つもの
多大である。

一 本編は不肖昭和十年度を記念すべく出版したもので、
先輩並學友の座右に呈せんとしたものに外ならぬ。

昭和十年十二月

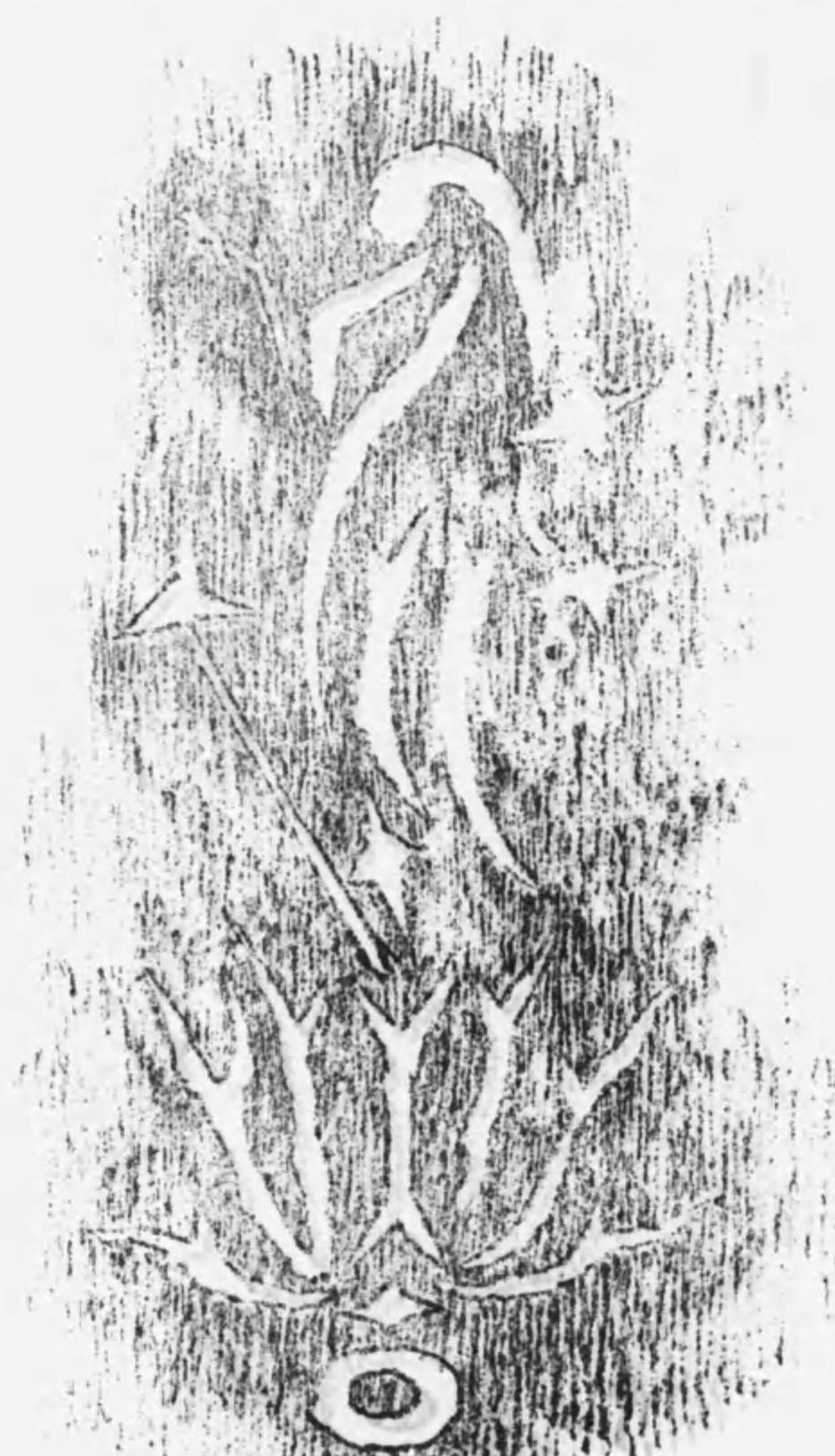
川崎浩良

第十九回
繪章

板碑の名に就て
本縣の板碑八發達及
東北進展の面的考
察遷
置賜形型並磨溝
板碑型庄型
結墓飽成山石論
碑型

六六五四三一一
五二四六一五〇七五二一

字跡碑板寺樂西形山





板碑管見

第一章 板碑の名に就て

川崎浩良著

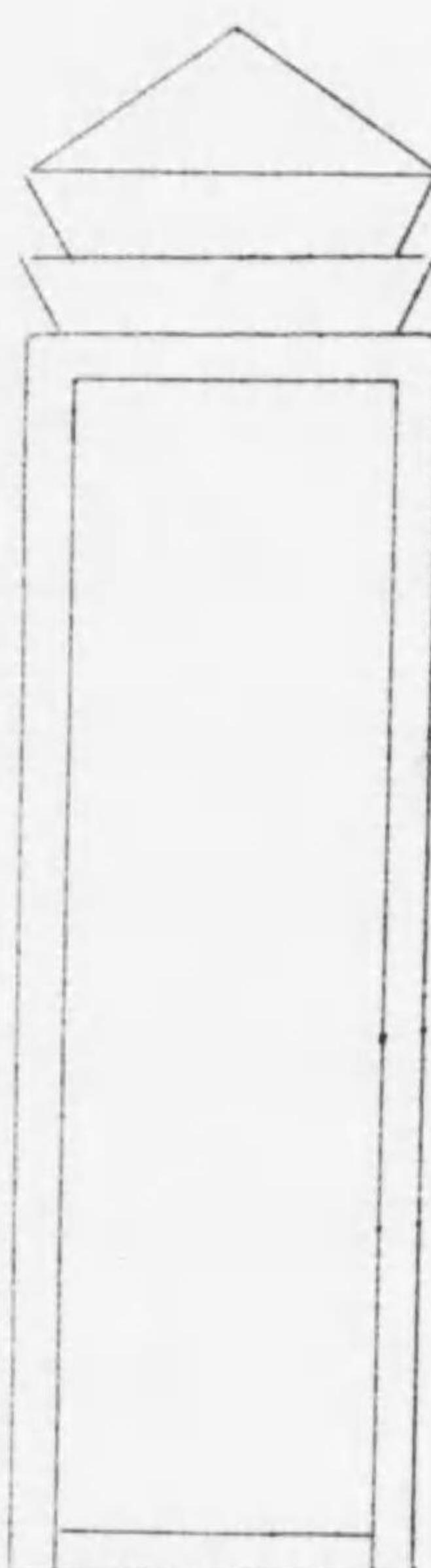
板碑とは何ぞ。石造の碑を何故に板碑と呼びつゝあるか等の問題は先覺諸賢の論議に譲り、此處に記する板碑とは秩父青石を以て加工した所謂武藏型板碑を基本として発達した各形式の石碑にして、例令其形態は頭部の山形なると、額部の突形を備へると、額面に二條の横線あるものと、又全然以上の形態を備へざる自然石のものと、磨溝に彫付けられたりたるものとの二種類である。而も年代から見て鎌倉時代から見て鎌倉時代である。室町に復興した反動佛敎室町に支配され、遂に建てられた遺物で、その時代から見て鎌倉時代である。



つまり武藏地方に發達した青石板碑に比し例令其形態が變つても、其れと同一精神で建立されたものを以て此處に板碑と概稱するものであるから、其の建立時代が同一でも、他の五輪塔や、寶篋印塔とは趣を異にする。以上の如くてあるから板碑の名称は誠にや、こしい名で、當時は陸奥古碑集や、米府鹿の子や、米澤地名鑑等に記す通り昔石卒都婆或は單に古碑と称し來つたものである。

第二章 板碑の發達及變遷

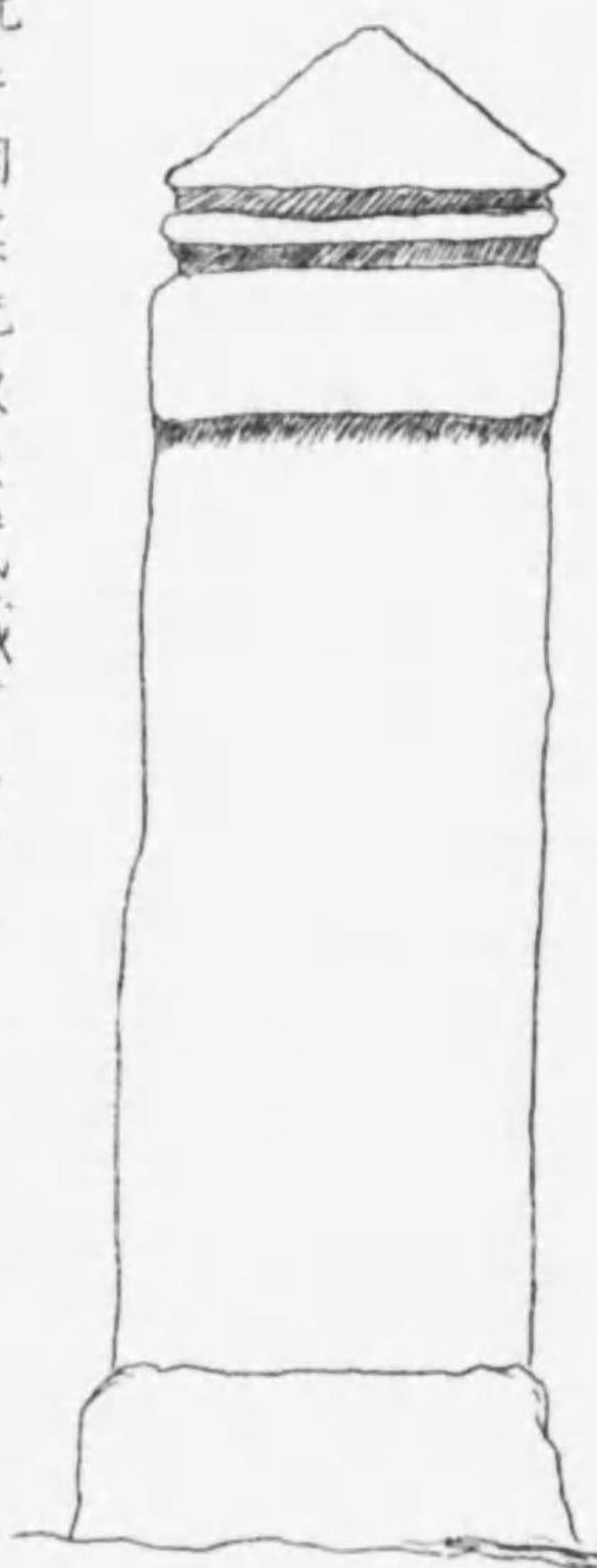
最も古いものは、武藏國北足立郡石戸村東光寺にある貞永二年八月の板碑である。是が所謂武藏型板碑の代表なりとせば、板碑の原形は額の突出又無いものであつた。



然るに同じ東光寺にある弘安元年五月のものや、武藏國立川町普濟寺にある正中三年丙寅二月時正の板碑は左の形をなします。

又隣国相模國鎌倉山内光照寺や、同地扇ヶ谷海藏寺墓地には僅かなりとも突出があり、本縣置賜地方に残れています。また板碑には甚だしく類似してゐる。即ち光照寺の形は次頁に示すものと全く同じであります。必ずしも無額で、且つ二線の彫込みが無いとは断じられず

光照寺の板碑の形



兎に角其起源は武藏であつたとしても、其れが隣國に傳はり段々遠国に流布するに從て其地方に産出する石質其他の關係で形態に変化を來し、下總に入ては下總型となり、四国に入ては阿波型となり、九州に入ては九州型となり、東北に入ては東北型（奥羽型）となつたものであらう。而して東北に入ても亦其地方に依り形態に夫れりの変遷を呈してゐる。

第三章 板碑の内面的考察

板碑は鎌倉に興つた新興佛教入所産であるから、藤原時代を風靡した天台・真言の祈禱教から縁が遠く、淨土念佛を中心とした淨土宗・時宗に歸するものが頗る多いが、地方に流れでは以前より信仰から劃期的に離れることが多く修驗道から引きずり出され、猶旧思想・旧教義を墨守した天台・真言も全然駆逐されずに進みつゝあつたものと見え、特殊な信仰地方の方も無くは無いので、此處に我々は當時に於ける地方的宗教を窺知ることが出来る。天台・真言の餘影を留むるもかくは佛体の影出を認める。我々は今武藏を出発点として東北に進み下野・岩代・奥羽の板碑に就て考察せば信仰を表顯する碑面には大要左の梵字或は浮彫して表顯せらるるものが多い。

(二) 陸前の北部（石・巻を中心とした地方）津輕地方に於ては天台宗、眞言宗の餘影と認むべき不動、大日、地藏、藥師十一面觀音の梵字を彫出したものが多い。

(三) 本縣に入つては鎌倉時代では弥陀梵字のものが最も多く次は弥陀三尊、大日、藥師であるが、建武以後に在ては、大日、地藏、不動等の梵字が彫まれ、此處に信仰の複雜にわたりことを物語つてゐる。

以上の如く板碑は其形態の如何に拘らず、碑面に信仰の中心を種子梵字或は佛像に彫出し其下に建立の年月日を彫り、其左右に建立の目的即ち七父母の供養の爲めとか、親愛敬慕する人の供養の爲めとか、又は自分自身が現世に於て利益を得度いとか、來世へ作佛を希ふとか各自建立者の目的を彰むを例としてあるから、全然墓碑で無いことが明白である。年号は大抵中

央に彫まれてゐるが、特に津輕地方のものに於ては、年号が向て左端に附けられて居るのは、異例の様に思はれる。又梵字と年号だけあつて、建立目的の彫つて無いものもある。

第四章 東北進展の経路

武藏に發生した板碑が東北に建立されるに至つた経路を單に地理的に考察すれば、先づ武藏の板碑が野州に入て宇都宮清巌寺の鉄塔婆と變り、それから石に還元して下野国、国分寺村大日橋の一丈八尺ある大板碑となり、次て岩代郡山市國造神社境内の嘉元三年弥陀三尊碑、全市堂前町如寶寺（集言の碑）、全市御金堂、建保七年入三尊碑、全市阿耶訶根神社、眞言の種子曼荼羅碑、全市小原田町円壽寺の三尊表迎碑を生み、福島地方に入つては鳥川村鳥渡陽泉寺の（一）乾元元年五月十七日

(二) 地蔵尊浮影
 正嘉二年・全北館入文永十年一月廿五日、城裏口の文永八
 年の碑となり、飯坂に入ては醫王寺の正和二年、天王寺靈音
 堂の三基の外顛、上釋字余日屋敷の弘安元年の碑、藤田釋附
 近石母田村龍雲寺へ徳治三年十一月廿日入碑を現出して居る。
 更に北進して宮城縣に入つては先づ櫻木町宇富澤入嘉元四年
 内午卯月二日在銘、彌陀坐像の磨溝碑に指を屈し、次て宮城
 郡福室西光寺の正平七年三月十八日入碑、全多賀城村南宮慈
 雲寺の永仁二年八月並に文保年間入碑、全愛子福勒堂の元享
 四年甲子二月廿五日時正の碑を現出して、石、巻巻の板碑群
 並に北上川に沿て遡り、登米の丘碑群に聯絡を保つて居る。左記
 の石の巻では何と言つても多福院入碑群を重視すべきで、左記
 の如く多數を抱擁して居る。

徳治(以下不明)

元弘三年八月廿一日
 永永へ以下不明)

延元三年八月四日(南朝)

延元四年霜月(南朝)

(三) 正嘉二年入三尊浮影となり、大森城趾椿館

入正嘉二年一月廿五日、城裏口の文永八年の碑となり、飯坂に入ては醫王寺の正和二年、天王寺靈音

堂の三基の外顛、上釋字余日屋敷の弘安元年の碑、藤田釋附

近石母田村龍雲寺へ徳治三年十一月廿日入碑を現出して居る。

更に北進して宮城縣に入つては先づ櫻木町宇富澤入嘉元四年

内午卯月二日在銘、彌陀坐像の磨溝碑に指を屈し、次て宮城

郡福室西光寺の正平七年三月十八日入碑、全多賀城村南宮慈

雲寺の永仁二年八月並に文保年間入碑、全愛子福勒堂の元享

四年甲子二月廿五日時正の碑を現出して、石、巻巻の板碑群

並に北上川に沿て遡り、登米の丘碑群に聯絡を保つて居る。左記

の石の巻では何と言つても多福院入碑群を重視すべきで、左記

の如く多數を抱擁して居る。

興國四年霜月廿四日(南朝)
 興國四年八月十七日(南朝)
 正慶元年十月一(北朝)
 至德六年(北朝)
 應永三年(北朝)
 應永五年(北朝)
 應永八年(北朝)
 應永十二年

次に丘地称法寺に於て左の二基を発見されてゐる。

登米地方に入つては以前封土記に所載された碑は僅に三基であつたが、其後石森の旧館山から續々发掘されて今日では、都合八十基を算してゐる。桃生郡に入つては封土記所載に依れば八基と称されて居る。上の如く板碑は武藏から下野を経て北進し、安積盆地・信

夫盆地に發展し、次て北上川の流域に弘通したのであるが、一方に於ては安積盆地から會津に入り、更に石入巻系が西進して本縣飽海郡へ板碑となり、此流れが秋田・津輕に進んで弘前市を中心とする平野に普及して居る様に思はれる。

第五章 本縣の板碑形態

前記如く板碑の形態は、其地方に依て變化し居るが斯如きは其材料たる石質に支配された結果に外ならぬ。武藏地方で碑の材料を求むれば誰が考へても、秩父の青石を用ゐる外に道がないから、自ら武藏型の板碑形態を生んだのであるが、是が郡山や福島地方或は本縣内に至れば、其材料とすら石材は安山岩となり、凝灰岩となり、或は花崗岩となるから、其工作に當つても秩父石と同一には行かぬ。其處に僧侶の意見と石工の工作に依て形態に段々變化を生じたもの

併し是が如何に變化するにしても、全然無縁の變化は無い筈で、宗教僧侶民衆の移動に附隨して系統的に進展したものであらう。而して此系統を尋めるには、各板碑の比較研究が必要の事と思はれるが、我山形縣内でも地方に依り全然縣内の聯絡が無く、却て縣外から系統付けられて居るかの様に思はれるものがある。

今縣内の板碑形態を詮議すれば大要左の五種に分けることが出来る。

今各種の形態を圖示すれば次頁又如くである。

成生庄型



山形型



飽海型



年號

置賜型



年號

(一)

鎌倉時代のもの

置賜地方の板碑に就ては既に文化元年に編まれた、米澤地名選に古碑として説かれてあるが、其内に於て今日我々見出しえたものは、赤湯町東正寺北の磨溝、梨郷村竹原正元の碑、掘金村の碑、煎釜巖窟の磨溝碑、その他は不明である。併し赤湯町を中心にして漆山、梨郷、犬川、吉島等の村々を獵歩すれば、米澤地名選に載つてない板碑がかなり多いことに気がつく。即ち今日まで我々の調査したものを舉れば、左の如くて、桐原ノ一基を除く外は總て東置賜郡内に属して居る。

第六章 置賜型兼磨溝碑

磨溝型



梨郷村御如來様境内
内を以て圓み、下に蓮座を配して其下に正元元年大歳巳
未六月一日と刻してある。高さ八尺五寸巾基部二尺七寸
厚さ中央にて八寸五分、額の突起五寸五分、ヘ備考側面
に奉西建文和四乙未歲と刻してあるので、正元元年へ最初
の碑は九十七年を経て文和四年に至て破滅せるか、何等か
の理由で再建したものと思はれる。附近に安永六年（徳川中期）の已待供養塔と古き断碑一ヶ
あり。

梨郷村竹原龍雲院裏山中腹
刻し其下に嘉曆二年大歳丁卯三月日為妙輝禪尼百ヶ日
と刻す。高さ地上八尺六寸、巾上部二尺八寸五分、下部三
尺ニ寸五分、厚さ中部一尺、額の突起七寸。

全所（山の麓）いかちの大木の下）
外文字磨消して、不明なるも年代は前記嘉曆頃と推定まし。

金剛界大日の梵字を大きく
刻し其下に弘安二年三月十八日と在銘。高さ八尺巾基部二尺二寸五分、
厚さ上部六寸五分、下部一尺、額の突起四寸五分。

高さ五尺八寸巾上部二尺下部二尺四寸五分
五寸五分下部九寸額の突起三寸五分、厚さ上部

犬川村龍藏神社境内東入口

高さ五尺八寸巾上部二尺下部二尺四寸五分
五寸五分下部九寸額の突起三寸五分、厚さ上部

赤陽町宇松澤八幡神社入口
彫り其下に四行に光明遍照、十方世界念佛衆生
根取不捨と彫し其下に元弘三年大歳癸酉十月廿日施主敬
白と刻す。

高さ五尺九寸二分巾中央二尺二寸五分下部二尺五寸
厚さ一尺乃至九寸額の突起四寸

次に磨溝板碑として知らるゝものが、昔時ハ北條郷や屋代
郷に残存して居る。板碑を磨溝に彫付けた例に就ては私ハ餘

り多くを聞知しない處で、之を他地方に求むれば、宮城縣木町の北方一里弱字富澤岩崎の岩壁に九尺の阿彌陀佛等の文字が刻されて居るが、恐らく是位のものであらふと思ふ。然るに我屋代郷北條郷には左記の磨崖碑が残され居る。

高畠町羽山公園南麓岩壁
金剛界大日の梵字を刻し下に永仁七年五月十一日と刻して

赤湯町宇煎釜むじか御所岩壁
六寸五分 左右一尺九寸五分の箇所を區劃し其中に双式板碑を陽刻し、左右上に 金剛界 大日梵字二つ、中央に建武四年十月と陰刻す。此岩層は石英粗面岩より成り、或人は之をドルメンなりと称して居るが我等の見る處に依ればドルメンなどアヤカマシキモノに非ず、恐らく羽山古跡である。

墳であろう。

赤湯町東正寺北方大岩壁
五体ノ板碑を陽刻してある。向つて右方三体は中央涌陀・右方觀音・左方勢至・梵字を陰刻し、中央涌陀ノ碑に、永仁二甲午秋天・伴志者悲母幽後第三年と刻し、觀音の碑面には、右志者へ以下不明・孝子敬白とあり、左方勢至の碑には、右塔婆者逆修善根へ以下不明(下に得ず)と刻されである。次に其左方に並び二体の板碑が陽刻されてある。右方には跡院のキリク梵字を刻し、其下に永仁へ其下五字不明・右志者慈父幽後第一以下二字不明とあり、又左方には金剛修志(一字不明)・平吉宗へ以下三字不明と刻されてある。次に右陽刻碑の下方に當つても數卷一年号何れも不明)と板碑が陽刻されて居るのみならず、其一端山崩れを防ぐために

没してあるものも相當あるかの様に思はれる。又赤湯八幡神社の前庭に壯大な岩石が横はつて居るが、其岩壁にも年号並びに梵字不明の數基の板碑が陽刻とれてある点を考ふれば、其鎌倉時代に於ける同地方の磨崖碑はかなり盛大に造立されたものと思はれる。

以上赤湯町附近の宗教文化の遺物は既に鎌倉時代に遡て示されて居ることは、郷土研究者をして意を強うするに足るものであるが、今梨郷御如末様境内にある正元元年入碑に就いて考ふるに、其れは例令文和四年に再建されたものであるにしても既に其以前正元のものが附たることを認識して一役の板碑の本家本原たる武藏に残存せる最古の石戸村蒲櫻東光寺の板碑は貞永二年の建立であるが、夫れより僅に二十六年後の大正元元年に交通不便の梨郷村に普及したことを思へば、其普及の如何に迅速なるかを驚かざるを得ないが、我々は此間多大の興味を以て調査せざるを得ないのである。

從來板碑研究者間の意見に依れば板碑は武藏に起り、其東北

に普及したものは、野州、安積、信夫を経て一方は本縣に入り、一方は宮城縣に流れたことを説いて居るが、私は此意見に疑問を抱持して居る。若し武藏の起源地方から野州・岩代方面前を経て置賜金地に普及したとせば、其普及年月に於て、野州、安積、信夫の板碑遺物が置賜盆地の遺物年月以前であらねばならぬのである。然るに事實は之に反し置賜の板碑年号は野州、安積、信夫、陸前の板碑年号よりも古いものである。即ち武藏から下野、岩代を経て置賜に至る地理的経路に於て、其間多數の板碑が遺されて居るが、途中只福島の大森椿館の正嘉二年及陽泉寺の正嘉二年へ碑を除く外は全部梨郷の正元元年以後のものである。又赤湯へ永仁二年の碑にしても大川龍藏神社の弘安二年入碑にしても、何れも郡山國造神社の嘉元三年、福島市外陽泉寺の乾元元年、飯坂醫王寺の正和二年、藤田驛附近龍雲寺の徳治三年へ碑より古い年紀を刻してあるに照せば、置賜の宗教文化が野州・岩代地方よりも早く普及したことを証明して居るものと思ふ。

次に磨崖碑にしても宮城縣富澤の遺物は嘉元四年であるにも拘らず赤湯東正寺北の磨崖碑群は其十二年前の永仁二年を刻して居る点を思へば、概木盆地の文化よりも赤湯文化の方が早かつたことを主張することが出来る。

即ち赤湯地方が伊達の所領であることをある。今東正寺北の磨崖碑を見るに前記の如く永仁年間平吉宗が逆修造立と想察する事が出来ると共に、一方弥陀三尊の碑に依て永仁二年秋日に或人が母の歿後三年忌に於て其供養を行ふと共に、自分の逆修善根を願つて居ることも想察することが出来る。然らば此造立者は誰であつたらうか、又平吉宗とは如何なる人であつたらうか。我等は此問題を解決しなければならぬ。然るに米澤地名選は此問題に就て左入如く記して居る。

北條郷赤湯村内古碑四基あり、其一は東昌寺の北山腹にあり。又深山寺の北にありは伊達式部少輔

永仁二年 平右近正宗
以上に依て見れば、東昌寺は今日の東正寺で、永仁二年には伊達式部少輔が建立したことを傳へて居る。又右永仁二年、右近正宗とあるは今磨崖に残る平吉宗とあるもので、此点地名選は吉宗を正宗と記し誤つたものであるまいが、此點坐すれば此磨崖碑は建武の頃、伊達地方の豪族として終始貫南朝に盡瘁した伊達行朝(平氏)の親孫が建立したものと考へたものである。又この碑は此磨崖碑は建武の頃、伊達地方の豪族として終始に霸を成した長井氏へ大江の一族とは全然別領地であつた米澤ふじことが想像される。

(二) 建武中興以後

以上は鎌倉時代の板碑検討であるが、次に建武中興以後の板碑に就て述べやう。

漆山村字大佛手塚徳太郎宅西方

栗の大木に添て立つ高
さ一丈五尺乃至一丈六尺を算すべく、巾は下部に於て三尺
四寸五分、厚さは下部に於て一尺二寸五分あり額上には、

置賜の通有する二線を刻し、碑面上部に迺陀へ梵字キクリ
を刻し、其下に蓮瓣を配し下部中央に、文和三年大歲甲子
二月十日以下不明とあり、石質は大慈生石と称する石英岩
粗面岩質凝灰岩で一枚石の堂々たるものである。

今此碑を以て北村山郡原崎の迺陀板碑に比し、厚さに於て
劣つて居るだらうが、高さに於ていくらか高いものと思は
(三) 年號不明のもの

漆山村大佛 右大關大板碑の東方三間の處に、梵字も年
号も不明にして、高さ三尺巾一尺ニ寸の小碑あり。又同部

- 落より砂塚に通ずる道路へ南方桑畠内に
 (一) 迺陀梵字高さ六尺一寸、巾額部二尺三寸、基部二尺六寸
 厚さ上四寸五分 下八寸。
 (二) 梵字年号不明、高さ五尺五寸、巾額一尺九寸、基部二尺
 四寸。梵字年号不明、高さ三尺三寸五分、巾上一尺二寸五分、基部
 一尺五寸。
 (三) 文字不明、高さ三尺三寸五分、巾上一尺二寸五分、基部
 四寸。文字不明、高さ一尺五寸ハ小型のもの。
 以上四基共、大慈生石を以て造られ額へ突起した置賜型で
 ある。

南置賜郡六郷村桐原地内中街道の西方
 双式板碑あり。高さ四尺、巾三尺五寸、厚さ七寸、梵字面
 上左右にあれど、磨滅して不明。
 東置賜郡中郡村堀金と南置賜郡大郷村桐原とハ境界中街道の
 西方 迺陀梵字 高さ地上五尺五寸、巾額部にて二尺

四寸五分、基部二尺八寸五分、厚さ八寸五分、額へ突起四寸三分あり。又同所に高さ一尺五寸、巾八寸五分、文字不明入小碑あり。

吉島村大谷地警鐘台下 雄健なる弥陀梵字あれど下部は折れて年号不明である。現存の部分にて高さ三尺九寸、巾二尺二寸、厚さ七寸乃至八寸、額へ突起三寸。

同村字下島小川の側 觀音梵字にして地上高さ三尺八寸巾二尺、厚さ八寸。額へ突起は()形を成し、額上二線は側面に造廻刻す。

同村下島南端 梵字勢至と推讀される、一基あり。恐らく以前は警鐘台下へ弥陀を中心とし川端の觀音と此碑と左右に建立して、弥陀三尊の三体碑であつたらうが、時世を経る間に、漸く離散したもりであらう。

梵字勢至と推讀される、一基あり。恐らく以前は警鐘台下へ弥陀を中心とし川端の觀音と此碑と左右に建立して、弥陀三尊の三体碑であつたらうが、時世を経る間に、漸く離散したもりであらう。

吉島村下尾長島北端 下島南端のものと同大なるも、形態甚だしく磨滅し如何にも便り無い姿である。

漆山村旧小學校地小森の上 梵字は多分金剛界五佛の、釋迦を表現したものであらう。年号磨滅不明、高さ六尺餘巾額部にて二尺六寸、厚さ下方にて七寸五分。

赤湯町二色根藥師寺途上 都合三基あり。胎藏界大日梵字を刻したる高さ三尺、巾二尺の断碑、但し額上三線を刻せ乃是異例である。此碑は以前同部落菅野權太郎方の橋に充用しておつたが、再三の崇りありし為め、近年同所に、奉建す碑身下半を缺く。次は胎藏界大日梵字、高さ三尺五寸、巾一尺七寸、額部損傷甚だし。又其他の一基も胎藏界大日梵字を刻せる損傷板碑なり。

同寺下 藥師梵字を刻し年号磨滅、高さ四尺、巾上部一尺四寸、基部一尺六寸、厚さ五寸。

同寺上の墓地
字・高さ四尺一寸、巾基部一尺二寸、額突起一寸、但し額
上に四線を細く刻せ乃是異例なり。次に右と並て勢至梵字
を刻し下に、平時正保五年六月廿日と刻してあるのは面白い。
斯の如きは正保八時世に於て、昔時ノ型を模した一例
として見るべきである。高さ三尺四寸、巾基部一尺一寸五
分、厚さ下部五寸五分。

赤湯町東正寺墓地
梵字年号を欠くもの二基、一は高さ
四尺五寸、巾額部一尺、厚さ上四寸、下部五寸五分。次は
高さ三尺五寸、巾同前。但し額上細く四線を刻してある。
以上年号不明のものの内、二色根并に東正寺墓地ものは、
如何にも古調と帶びて居る。米府庵ノ子に訖して曰く
笠卒都婆今に小菅村街道西方一町程山上にあり。夫此より
東北へ村々往々雁行して屋代郷に至る迄五六基殘る。

まさに此五六基こそ以上吉島六郷地内に残れるものであらう。
又米澤地名選に訖して左の事實を傳へて居る。以て一資料となすべきである。

上長井小菅入山より東山上へ村々里々往々雁行して屋代郷
に至る迄五六基残れり。又城の西南田原の際外郭巻街の中
にも有り、猿ヶ町徳正寺前碑文字亡て見えず唯小菅山の
半腹にあろ二碑の内、南一基は文字亡すも北一基は僅に
無官當位寛治等の字見ゆれども紅葉半は埋て拂へとも亦積
軍に任せられし時小菅山に碑を立て山南を奥州とし山北を
出羽とし石の卒都婆を立てける。是は父清衡白河守関より
往々外ヶ瀬迄其道一町毎に石の笠卒都婆を立て刻に倣へ
リとかや。私は右の記事により小菅山の碑なるものを搜索したが遂に不
明に終つたのは遺憾の極みである。頃はくは郷土研究家の謂
其他右書冊は白子明神の社内に一基、又元龍町内村氏の全般

の壇に一基、又伯樂町庄田氏邸にもありと記して居るが、始は未だ之を見るを得ないことを遺憾とする。

次に此處に板碑研究上の資料として昭和十年六月十五日、赤湯町二色根歌丸武吉畠地から発掘された板碑其の二、四基上赤

注意を拂ふことにす。今之を大別すれば

碑面に墨書きを加へたもの

二本の額線無きもの

折札或は大破したものが中央楕形をなすもの

上円下長方形のもの

塔刹笠と目すべきもの普通板碑形のもの

以上ノ如くで普通板碑形のものは、高さ三尺、巾上部八寸四分、基部一尺、厚さ四寸、額ノ突起約一寸で大小差無いもので、先づ以て薬師寺裏墓地にある前記正保五年六月の碑や

八基

四基

二基

五基

一基

第七章 山形型

東正寺墓地に於る無銘の碑に比して、殆んど同形である点に照せは何れも徳川初期に於て古板碑を模造したものであらう。又中に墨書きにて遠忌などの文字を認むるにとから察すれば、假に塔婆として建てたものでもあらうと思はれる。即ち墓地に建て残つたものは東正寺墓地のそれの如く、地中に埋めたもののは歌丸の畠から発掘したものの如き運命に支配されたものであらう。兎に角此種のものは、其工作上の線に於ても又形狀に於ても甚だしく纖弱にして到底室町期の他例に比するべく価値は無いので、是れ全く墓石に移る過渡期のものであらねばならぬ。

山形市を中心とした地方即ち南は番城山と白鷹山とを結ぶ山脈を限り、北は馬見ヶ崎川を限り、東は奥羽山脈、西は戸

神山小鳥海を限れる盆地に造立された板碑は其形態に於て、置賜型とは全然異を異にし總て自然石を其儘充用して居る。其造立趣旨に至ては總て同様である。又石質に於ては上の東郊建武碑が吉野村に成層する花崗岩を用ひ又大寺村安國寺庭にあつて湯殿山權現碑が同地方所産の砂岩用ひてある外全く部雁戸火山から流れ出た安山岩を用ひて居る。多分此地方の石質が硬い為め自ら加工の勞を避けて、自然石を其儘用ひたものであらう。

而して此形式の碑に属するものは最上郡にも発達して居るが便宜上、同郡の板碑をも山形型として包含する。

山形市三日町光禪寺墓地
彌陀入梵字を刻し、其下に佛說無量壽經衆生往生因四十八願内十八願の一節即ち
說我得佛修諸功德
十方衆生發菩提心
至心發願欲生我國
を六行に刻し、更に其下方向て右に

右塔婆意趣者爲我祖父我祖母我慈父悲母故也
並同人佑泰敬白
とおり續て左方に文字が五行刻されて居るが、磨滅甚だしく讀下すことが出来ない。併し其下に左の文字が二行に刻されて居るので造立年代が明かである。
永和二年丙辰八月彼岸第二番
此碑は曾て山形城が山形聯隊兵營となつて際に二の丸の東北隅から発掘したものであるが、山形城と聞いて直に最上義光を聯想し、其菩提所の光禪寺に移建したものである、然るに其造立の永和二年に就て考へるに、斯波兼頼が光明寺を城内に建てて其處に隠居した年八翌年に當る。又発掘地点から考へても光明寺の位置に接して居るので、此碑は兼頼の碑であることを思はせり。
次に表微入梵字が念佛宗の弥陀であり、刻出した經句が、兼頼の信仰した時宗の生命なる無量壽經往生因の一節であることに思はれば明白に兼頼に依て造立された碑であることに首肯される。

碑の高さは地上四尺三寸、巾上部で一尺五寸、基部で二尺二寸、厚さは上部で一尺三寸、基部で二尺一寸である。

山形市円應寺町圓應寺
碑の高さは地上四尺三寸、巾上部で一尺五寸、基部で二尺二寸、厚さは上部で一尺三寸、基部で二尺一寸である。其下に延文二天丁酉八月三日と刻してある。高さ三寸五分、巾は上部一尺二寸、中部一尺三寸五分、基部一尺六寸五分である。延文二年は北朝の年号で、南朝の正平十二年に當り、斯波兼頼へ山形に入部した翌年である。

山形市香澄町正樂寺

高さ二尺三寸、巾上部九寸、基部一尺一寸、厚さ六寸七分の自然石にして上部に雄健を有、弥陀の梵字と之を支ふる蓮瓣とを刻し、其下中央に、延文二年大才丁酉七月廿一日敬白、又其左に右意者爲逆修善根乃至法界平等故也と刻して居る。而して右文字中の大才とあろは大歲と同じく、歲星木星の事である。即ち正月の木星の位置によりて其年の干支を名づくるに依て起つたものである。又逆修は生前豫め死後の菩提を

利益せんが爲めた種々の善根功德を修することである。又亡者の忌日以前に追善法要を営むことにも當り、法然上人の逆修說法に基因して居る。曰く國則今此逆修七日間供佛施僧之營即是壽命長遠業也設不修其業因而得生彼國者由佛願得無量壽何況如是別修其業固乎壽命功德畧述如斷

同寺

高さ三尺三寸五分、巾上部八寸、中部一尺一寸基部一尺五分の自然石に上部に五点具足金剛界大日の梵字バーンを刻し其下に至徳第四天丁卯三月日と刻してある、至徳も北朝の年号で、之を南朝年号に直せば其四年は元中四年に當る。

山形市外飯塚村楊柳院
其下に延文二天丁酉の文字が見え、其側に鳥妙の二字が残つてゐる。つまり此碑は下半身が折れて失せたのであるものである。殘存部の長さは二尺三寸、巾は上部一尺六寸

寸三分、下部二尺、厚さ四寸三分の自然石である。

山形市小姓町専光寺 高さ地上三尺九寸、由上部二尺、基部三尺四寸の自然石にして碑面上部に許院、觀音、勞至入梵字を配し其下に應永第二亥と刻されて居る。元來専光寺は慶長三年淨土宗の専求和尚が開いた寺であるから、右入碑は専光寺よりも早くから其地に立つて居たことが判る。

上、山東郡土矢倉

高さ七尺、中中部にて二尺三寸、基部二尺五分の花崗岩の自然石に彌陀の梵字を刻し其下中央に、建武二乙亥八月とあり、其向つて右に右志者為遠忌也とかすかに見ゆれど、左方の文字に至ては磨滅甚だしく判讀するを得ない。元來此地は以前時宗西光寺の鐘樓趾で傳へらるるが此處に此建武の碑が建てられて居ることは、何の因縁に基くものであらうか。今日猶か乍らも遠忌以為と判讀し得るに就て考ふれば、誰かは知らぬど相當資力

ある人が自家の祖先を追善して建てたものに相違ない。而して遠忌の意義を考察すれば二十年、三十年前へ追善には之を用ひず、大抵は五十年忌乃至百年忌を以て遠忌と称するを常とする。又一面より考ふれば斯る壯大な碑を建てて五十年、百年前へ祖先の御祭りする資格を有する人は當時の世相から見て大きな郷主か、地頭級の人であらねばならぬ。然らば建武より五十年乃至百年前に於て同地方は如何なる人へ支配を受けて居つたか。其れは無論地頭大曾根氏である。然らば建武より五十年乃至百年前に於て同地方は如何の配下にあつたのである。斯く考察して建武二年から五十年前弘安八年へ出來事を調査するに大曾根氏は丁度北條貞時の怒りに觸れて其本家の安達泰盛と共に亡ぼされた年である。斯く考來つて此建武の碑に對すれば大曾根氏の一族が北條氏を怨みつゝ過したが恰好も建武中興の鴻業に依て北條氏が亡びたので怨恨晴れたり思ひにて遠忌の碑を建てて供養したものではあるまいか。

南村山郡植下村

地上高さ六尺の不等邊六角形の安山岩

に金剛界五丈尊の梵字バンウシタラクキリクアクソワカを

刻し其下に永正五年戊辰十月十三日千部經願主權律師宥全法主敬白と刻してある。

同村宇狐壇 長さ八尺五寸、巾上部一尺二寸 下部一尺三寸五分 厚さ八寸の安山岩一切り石の表面上方に金剛界五大尊の梵字を刻し其下中央に 平時天文拾八年己酉三月八日と刻し、其左右に多數の文字刻され居るも磨滅甚だしく通讀することが出来ないが、中に得道とか、法界衆生とか、本門久遠成道とか、照無明長夜とかの文字が判明し最後乃至法界平等利益故也六十字も明かに讀まれる。猶て其附近のおせ道に小さい年号不明の弥陀梵字の板碑が立居る。

同郡滝山村平清水字新山 高さ三尺、巾中央にて一尺八寸五分、上部一尺四寸五分、厚さ上七寸 下四寸五分の安山岩の自然石に碑一通いに阿彌陀の梵字が掘られて居る。

傳ふる處に依れば、現今平清水部落にある大日堂は昔時に右板碑のある地点にあつたそうで附近一帯の山地は雛段式になつて今も堂趾寺跡の姿を物語つてゐる。

東村山郡大寺村安國寺庭 高さ三尺八寸、巾二尺、厚さ一尺二寸の砂岩面に蓮瓣を添へた湯殿山の梵字を刻したものがいる。年号が無いので其造立期を知ること出来ないが梵字の風韻から見て室町末のものかと思はれる。

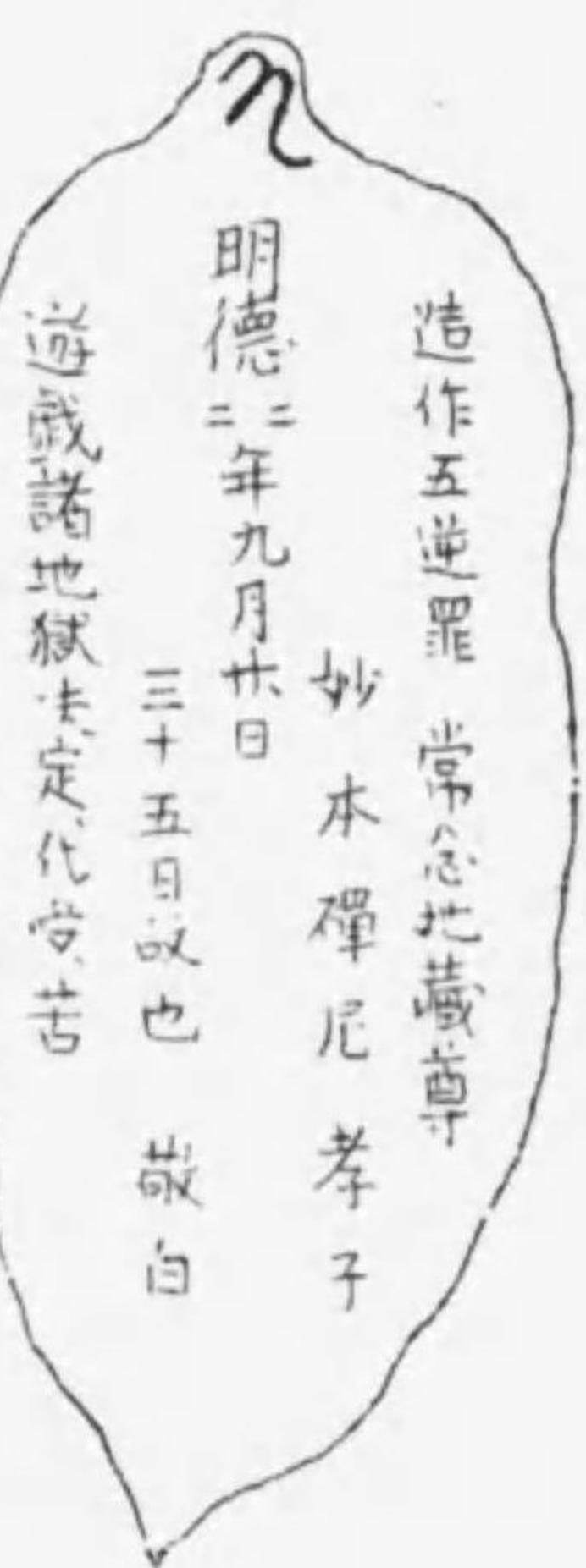
山形市外萬松寺 高さ三尺四寸五分、巾中部一尺二寸、下部一尺一寸五分の安山岩の自然石に地藏梵字の力を刻し其下中央に 長徳四年十一月廿三日孝子敬白と刻し、其左右に右意趣者為先考善等□□(二字削去せり)之尼景也乃至法界平等利益と刻し、更に其左右に分列して

造作五逆罪 游戲諸地獄 決定代受苦
と彫つてある。此碑は昔から寺でも又世間でも實方中將の

墓であると稱してあるが、思ふに是は或時代の偽造であらう。成長徳四年十一月十八日は實方が死亡した年月に相違ないが、如何なる文献に照しても其時代に墓石の立てられたことを聞かない。況して板碑に於てをやである。前述の如く斯形式の碑は鎌倉時代の泰時乾權頃から起つたのであるから、其れより二百二三十年も前へ長徳の頃に「建てられ」る理由は無い。斯くの如きは恰も東京牛御前の釋迦板碑に貞觀十七年の年号を入れ、武州熊谷ハ南無阿弥陀佛の板碑に爲無官太夫寂盛頃證告檀念佛開口也干時元久二年二月七日と後刻し下野国今寺村の法華顯目板碑の嘉歷□年二月を嘉應に改刻したなどと同一の愚戯である。而して右萬松寺の碑を見るに長徳の長字を改竄し、十月に一を加へて十一月としせ三日を抬三日と改刻した跡があり忌景の上二字も削去つて以て實方の墓らしく造り合せたのである。

一体此碑の實体から見れば、地藏梵字あり地藏經の一節なり左の如くである。

リ。誰かの死後五七の供養主佛の地藏菩薩の功德を修した碑であらねばならぬので、此思想の現はれたのは、鎌倉時代で室町初期には、甚だ隆盛を極めたのである。今此例を他に求むれば地藏の板碑で最も古いものは、上野国邑樂郡永樂村光恩寺の文永八年八月の碑以外、萬松寺の碑に甚だ似たものが宮城縣登米の石森村にちる。即ち左の如くである。



元徳の碑を長徳に改め又五七之忌日也の五七カニ文字を削り落し、以て寶方へ墓に偽造したものであらうと思はれる。

山形市外上山家様塚
寸巾上部一尺四寸五分、下部一尺四寸、厚さ一尺一寸五分乃至九寸五分カ不整角安山岩ハ上部に二重内線を以て弥陀梵字を圓み、其下左右に觀音・勢至の梵字を配し其下中央に貞治七戊申季三月日、其左右に月山行人結縁等己上百余人敬白と刻す。

同村深瀬兵治宅前
一基は豎二尺九寸、横二尺四寸、他は豎二尺六寸、横二尺五寸五分あり。二基共直徑一尺九寸の円線入中に胎藏界大日・光明眞言梵字を曼茶羅式に羅列してあり。其円圍の下に蓮坐を刻してあるが、其蓮瓣底部に朱色入痕跡を残してある。

二基の円形梵字曼茶羅板碑あり。
高さ四尺一寸但し前面は三尺七寸

年號を改いて汚る爲め、其建立年度が不明であるが、幸に同村一明院の過去標に

永正十一年甲戌九月十七日寂

五代一明院法印宥後（延徳の住）

此代に光明眞言塔を立つ村頭にあり

慶文長十一年寂

七代一壽院宥運（天正テ住）

此代に光明眞言塔を立つ右同所にあり

以上の記録あるに依リ、一は延徳、一は天正頃の造立と推定するこことが出来る。

最上郡東小国村月橋字大瀧
一尺八寸五分、基部二尺三寸五分、厚さ上部九寸、基部一尺三寸五分カ安山岩自然石ハ面に金剛界大日の梵字を刻し

其下に嘉歷三年口(不問)月と彫んである。猶其側にも大なる碑倒れ居るも伏せ々を以て其面の文字を知ることを得ない。又月梢の部落内にも高さ三尺巾基部一尺六寸、弥陀梵字の碑あれど、年月磨滅して不明である。

最上郡豊里村京塚字湯舟澤
基部一尺一寸の自然石に
安靈也 應永二年七月十五日 孝子等敬白と刻してある。
然るに世間では從來右の銘文を 爲南朝再興也孝子米敬白
と讀誤まつて居るが、恐らく行書で刻したもののがかなり磨
滅して居るため誤讀んで、南朝再興としたものであらう。

又孝子米と言ふも板碑の例に合はず、是も等の字を草書
で才と刻したものに石の自然の穴を加へて、米と讀んだもの
で異の無いことである。

高さ二尺二寸、巾八寸厚さ八分

最上郡眞室川村平岡光明院

の船板岩に弥陀觀音勢至の梵字を刻し蓮坐を以て支へ、其
下中央に 元享四年四月廿八日と刻し、其左右には二行づ
つ光明真言の心七梵字を刻してある。聞く處光明真言は、
不空羂索毗盧遮那佛大灌頂光明真言經から出たもので、早
くも弘法慈覺の西大師が支那から請來したものが、之を穿
是は真言僧の一切諸菩薩の總呪文として念誦する處で我々
の耳にも常に入つて居る。曰くオンアミギヤ・バイルシヤ
ナ・マカームダラニ・ハドマジヤバラ・ハラバラタヤ
ウ・ウンハウツワカと發音するのである。

次に此碑の此地におけることは、我々が甚だ疑問を懷かせる
内に於て系統を脱線して居るからである。第一石質が本縣
と關係が無い。第二形態が武藏型に屬して居る。第三小形
にして運搬自在である。今是等の点から推して考ふれば、
光明院は何時の世か。此碑を奉して他より同地に移轉し來
たものではあるまいか。

第八章 成生庄型

前述最上郡と山形との碑が同一種であるのに、其中間に位する昔時の成生庄と目すべき一庄割の碑が形態を異にして居ることは、中々興味ある問題である。自分は此處に成生庄と見るのは同一型の板碑の分布から起つた觀察である。即ち南は高麗川を堺とし西は須川、最上川を限り、北は東根地方迄も、これらは全然山形附近や、最上郡の山型と一劃とした地方に残存する板碑は全然山形附近や、最上郡の山型と強き二條の横線を刻して居るが、其頂頭は置賜地方の山型とは全然顔を異にし何れも佛頂型を成して居るので、斯くの如きは餘り他地方に例を見ない處である。而も隣邑と川一筋を隔てばかりで斯くも碑形に大なる変化あることは是れ全く支

配者間の宗教的相違から起つた現象と考察すべきであらう。然るに此處に我々は不可思議なる一事實に逢着して居る。その水は右成生庄と離れたる南村山郡堀田村成澤龍山道字地藏堂境内に於て成生庄型板碑三基を認め居ることである。此場所は土地の分區から見れば當然山形の寢内に属すべき處であるに、右三基に限つて成生庄型の存在することは如何にも諒解に苦しむ筈であるが斯の如きは或は領主関係よりも、寧ろ宗教關係で分布したものかとも思はれる。即ち鎌倉期に於ける龍山は天台の放壇として榮えた山であり、又成生庄内の山寺も天台的根本場であつた關係から宗教的に發展した板碑も其影響を受けて龍山にも山寺流形態の板碑が建てられたものではあるまいか。又同じ成生庄内に於ける板碑でも信仰の中心を表徵する梵字に依て天台宗と念佛宗とに分けられことが出来り。即ち之を放壇からある。前者は大日梵字であり後者は弥陀梵字である。

東村山郡清池東郊

高さ地上八尺七寸巾上部三尺二寸
基部三尺五寸厚さ上部一尺六寸基部二尺一寸額の突

起八寸五分と言ふ壯大なるものにして碑面一はいに金剛界
大日の梵字を刻してある。此碑は山寺山王廿一社の内下七
社の一の大宮寛殿の境内に立てられたものである。

抑も山寺の山王廿一社へ上七社、中七社、下七社にて廿一
社也。一は慈覺大師の勧請したもので、此廿一社を以て本耶
天神地祇一切の神々を綜合した本地垂跡の故義に基いて居
る。即ち此板碑は成生庄中山寺開創のものであることが明白
である。

清池より荒谷に通する道路の傍に

高さ三尺五寸巾上部一尺下部一尺二寸の碑立つ。梵字
其他磨滅して不明である。其傍に倒壊してある断碑は巾
尺三寸長さ残部四寸あるが、是には弥陀梵字を刻してある。

是は即ち佛向寺開創のものである。

東村山郡千布村萩ノ戸

二基並立して居るが向て右方は

高さ五尺七寸巾額部一尺九寸五分基部二尺一寸三分、
厚さ額下一尺基部一尺五寸にして梵字其他磨滅して不明
向て左方は高さ六尺七寸五分巾額部二尺基部二尺三寸
厚さ同前、此方の梵字は愛染明王らしく此境地は山王廿一
社下七社の愛染明王を祭祀した廟と傳へられ
る。猶全村内八幡神社境内には一尺乃至二尺の小板碑七基殘つ
て居る。

東村山郡高橋村皇大神社境内

高さ一尺八寸、文字磨消の板碑が立って居る。

東村山郡大郷村見崎六社神社境内
高さ四尺四寸巾中央
二尺三寸が非常に磨減した一基あり。額の突起等より見て
板碑たるに相違ないが村では病自然と稱して崇敬して居
る。

東村山郡寺津村觀音堂境内
一尺三寸 基部一尺三寸五分 厚さ上部六寸五分
寸九分 頬の突起一寸四分にて梵字等不明。

東村山郡天童町佛向寺
梵字は胎藏界大日にして碑の高さ地上一丈二尺巾上部二
尺ニ寸 下部三尺二寸五分 厚さ中央一尺三寸五分。

左郡天童町火葬場前
きも磨滅の爲めよく知り難い。此碑は以前火葬場附近の沼
端より貴澤に通する路上の小川に架し橋に用ひてあつたが
数年前火葬場境内に移建したものである。高さ六尺巾二
尺五寸。

全郡天童町字田町多聞寺趾
此處に同大のもの二基あり
て一基は倒れ、一基は立つて居る。高さ地上五尺二寸巾
上部一尺五寸五分 基部一尺九寸五分 厚さ額下部五寸

下部八寸 頬の突起一寸三分

全郡天童町字北目藥師堂前
巾ニ尺 厚さ一尺四寸 破損甚だし。是と相對して一基あ
り、梵字年号を欠く 高さ三尺一寸五分 巾一尺三寸七分
厚さ五寸七分。

北村山郡山口村原崎
高さ地上一丈五尺餘 巾中央部三
尺四寸 厚さ同所一尺九寸 基部二尺二寸カ壯大なるもの
にして、碑面には弥陀の梵字を刻し其下に蓮座を配して居
る、猶附近に断碑一つ棄てられてある。

北村山郡大富村荷口
梵字弥陀 高さ六尺五寸 巾上部
二尺 基部二尺三寸五分 厚さ額下一尺三寸基部一尺七寸
額の突起四寸五分 其他附近に梵字不明小段碑二三基を
認むる。

東村山郡成生村地藏堂

凝灰岩形態甚だしく破損したる
も板碑と断すべき高さ三尺 中一尺四寸又もの一基あり

北村山郡東根町 高さ地上五尺八寸 中二尺二寸の額上
ニ線ある碑あり磨消甚だしきも板碑なることを窺知られる。
猶同町では是をカスクラヒ地藏と稱して居る。

南村山郡成澤村龍山澤内口地藏堂 高さ八尺 中額部一
尺七寸五分 基部二尺一寸厚さ額下九寸五分 基部一尺
二寸 額へ突起三寸 梵字磨滅不明 其他附近に倒れた
の二基あり 一は相當大きく長さ八尺 中額下一尺九寸
基部二尺二寸 厚さ上一尺 下一尺二寸 額の突起五寸
他は長さ三尺 中一尺二寸。

以上成生庄の板碑を羅列して見たが、此地方のもものは總て磨
減甚だしく其造立年記を知るに難處多いのは甚だ遺憾とする處である。それは例々石質に於て磨滅し易い山寺石を使

用して居るからでもあらうか斯く磨滅の甚だしいことは、
要するに造立時代の古いことを物語ることもある。又一般
全國の板碑例から見れば鎌倉末から南北朝時代のものが、比
較的壯大で室町末に至て段々纖弱のものとなつて居る。斯く
考へつつ原崎の一丈五尺の碑や、清池の大日梵字碑や、佛向
寺の堂宇一丈ニ尺の碑に對すれば如何にも梵字雄健形態雄渾
で鎌倉時代の佛像の力強さと同一の感じをいだかしむるので
ある。

次に此地方の文化に就て考ふるに、成生庄の名は早くも藤原
時代に於て明確に指示されて居た。又山寺も貞觀年間の開山
であるから、其附近の文化は其當時より開け、從て板碑造立
の創始た鎌倉時代には早くも此地に普及したものと思はれる。
次に我々の考慮すべきは鎌倉時代（弘安元年）に於て既に、
時宗の一向上人が成生庄に来て佛向寺を開いたことで、恐らく
此事實は鎌倉新興佛教の村山金地に入った第一段階であつた
ろう。而して此事實に照合すれば一面山寺關係の地方に天台

大日の板碑の造立さるると共に此念佛宗を表徵する跡院梵字の板碑が成生佛向寺周縁の地方に造立されたことが想像される。

第九章 鮑海型

鳥海火山噴出の自然石を其儘用ひて板碑に充當した鮑海型は鮑海郡東平田村生石の延命寺を中心として、其附近に多く残存し、他に一基も認むることの出来ないものは大いに注目すべき事實として研究すべきであらう。先づ現今まで我等の調査を経たものを挙れば左の如くであるが、將來延命寺附近の土中より更に幾基かを発掘する機會があるであらうことが豫想される。如何となれば現在我々の前に羅列された板碑の大半は何れも何等かの機會に発掘されたものであるから今後とても又何等かの機會に於て発掘され得るから今後とも又何等かの機會に於て発掘され得る。

とは断言されぬからである。

東平田村生石延命寺藥庭
尺四寸 中部三尺二寸 厚さ 上部三寸五分 基部九寸五分
にして碑面に豈四尺五寸 横ニ尺五分の輪廓を彫り、其廓
内上部に弥陀と藥師の梵字を並列し、其下に建武二年二月
時正孝子敬白と刻してある。二月時正は春の彼岸の中日
意味である。

同村同寺入口石地蔵の背後
高さ六尺巾基部五尺上
部三尺九寸にして上部に弥陀藥師の兩梵字を並列し、下に
銘文を刻しあれど通讀し得ず、只元亨二年八月六日施主建
敬白の文字を知り得たのである。

同寺後山生石神社境内
高さ一尺六寸五分巾中央二尺
一寸厚さ六寸より二寸迄の稍円形の石に興國五年甲申巳
二月聖人道圓旦那維道と刻し種子梵字を認めない。

同寺東南杉林内
分 上部一尺四寸 厚さ七寸乃至八寸の碑面、上部に地藏
梵字とソワカを刻し、其下中央に延元五年三月日沙彌感
心建白ニ刻し、其左右に右□(不明)先考先妣□(不明)如併と刻
してある。

同寺南方觀音堂前
高さ二尺九寸、巾一尺六寸八分、厚
さ九寸五分ハ長方形の自然石面に線を以て四邊割し、上ノ區
割内に弥陀と藥師の兩梵字を配し、下の區割内右志者爲沙
弥善阿逆修仰願捨有爲忘孰著證無爲眞理月凸次に
右志者爲□(不明)七分全得願依修善等龍女之作佛矣凸と刻銘
沙彌善阿といふ人が逆修修善の目的として生前に建立した
ものであることは、右の銘文に依て明白である。思ふに此碑は
興國七年仲夏中旬施主敬白と刻してある。思ふに此碑は
全部を取得することが出来ると云ふにある。即ち七分
全部とは死後の追福よりも生前の逆修に依て七分の功德の
ある。

同寺觀音堂西方 高さ二尺一寸、巾一尺一寸、厚さ約五
寸 梵字不明 興国五年甲申三月と刻す。

同寺同所 高さ一尺七寸、巾七寸、稍長方形
梵字へ力の方で無くイハ梵字也と刻し、其下に
四月日と刻してある。

同寺門の傍

高さ一尺四寸 康永三年十月爲祖父祖母善等と刻してある。

同寺より生石神社に通する磴道の左傍
高さ二尺八寸、巾中部二尺八寸、厚さ五寸六分の円形自然
石に円陣を區割し、中に梵字曼荼羅を刻し、其外輪に若人求
佛恩道遙菩提心父母衆生身即證大覺位、右志願爲善阿幽靈
成等正覺頓證孝子敬白 延文四年己亥二月十五日と刻して
ある。

同寺前庭内

高さ二尺六寸、巾中部二尺五寸、稍圓形の

碑で上に弥陀觀音勢至ハ三梵字を刻し。其下中央に延文五庚子年七月廿一日孝子敬白。又左右には地獄天宮。皆為淨土。有性無性。齊成佛道と圓覺經の一節を刻してある。此碑は以前全寺墓地より発掘したものだが、現今は前記の處に建立してある。

同村字奥山へ小學校東方入山畠地)

高さ五尺七寸五分巾中部四尺九寸五分 下部七尺四寸の自然石面中央に四陸を取て梵字曼茶羅を刻し其左右に左ノ銘文并に年号を刻してある。(右方)

先塔婆者萬法惣持妙作衆生成佛之指南云以此沙彌佛善先考逆修之奉造立所如斯願依比妙功先口口口之果位寂口出口口口口口尼川之口所給へ口は不明の箇所也)

正平三年六月中旬と刻してある。

同所南隣
高さ三尺三寸 中中部二尺五寸 基部二尺四寸の碑で上に觀音ハ梵字を刻し其下中央に正平七年辰八月六日敬白 其左右に今此三界。皆是我有。其中衆生。悉是吾子と法華經論品第三の一節を刻してある。

同村字金生澤朝日橋登口 高さ五尺 巾下部二尺五寸の石面に金剛界大日ハ梵字を刻し其下に先父沙彌玄心莊嚴敷地利益一切。正和第三閏三月玄雲記と刻してある。

同所 高さ二尺 弥陀三尊の梵字を刻し正平五年五月八日年号あり。

同村字矢流川諏訪神社境内 高さ一尺四寸五分巾一尺 梵字釋迦 貞治七年四月八日刻銘あり。

同村字寺内豪藤甚吉宅地

高さ三尺三寸 大日ハ梵字を

刻し下に 兴國三年二月の刻銘あり。

同村字横代瑞雲院觀音堂内

高さ二尺三寸 中上部一尺 下部二尺一寸五分にして弥陀觀音勢至ハ梵字を刻し下に 正平十年十一月二十七日と刻してある。

中平田村字熊野田地藏堂傍

高さ四尺 中二尺五寸にして右肩欠損す。梵字不明にして正平七年施主宥性と刻してある。

南平田村山谷三浦德右門宅内

高さ三尺三寸 中上部一尺八寸 下部二尺五寸五分にして蓮坐を配せる弥陀ハ梵字を刻し其下に元弘二丑二月時正と刻し其左右に、一念弥陀佛、即滅無量罪。現受無比樂、後世清淨土。と刻してある。此碑は文化十一年全村へ西北方にて発掘したもだが、目下右宅地に移建してある。

同村同字三浦參兵衛宅地

基部二尺七寸 厚さ六寸五分 石面に弥陀三尊梵字を刻し其下に應永辛巳八月日と刻してある。此碑は文政二年村内八幡森の丘上にて發見したものだが、現在では右宅内に立ててある。

以上ハ外延命寺墓地には弥陀三尊梵字を刻せり高さ四尺 中三尺八寸碑もあれど遺憾たら年号不明である。

以上飽海郡の板碑は都合二十一基を現認するが之を年代別にすれば

南北朝時代

南北朝統後

南北朝時代

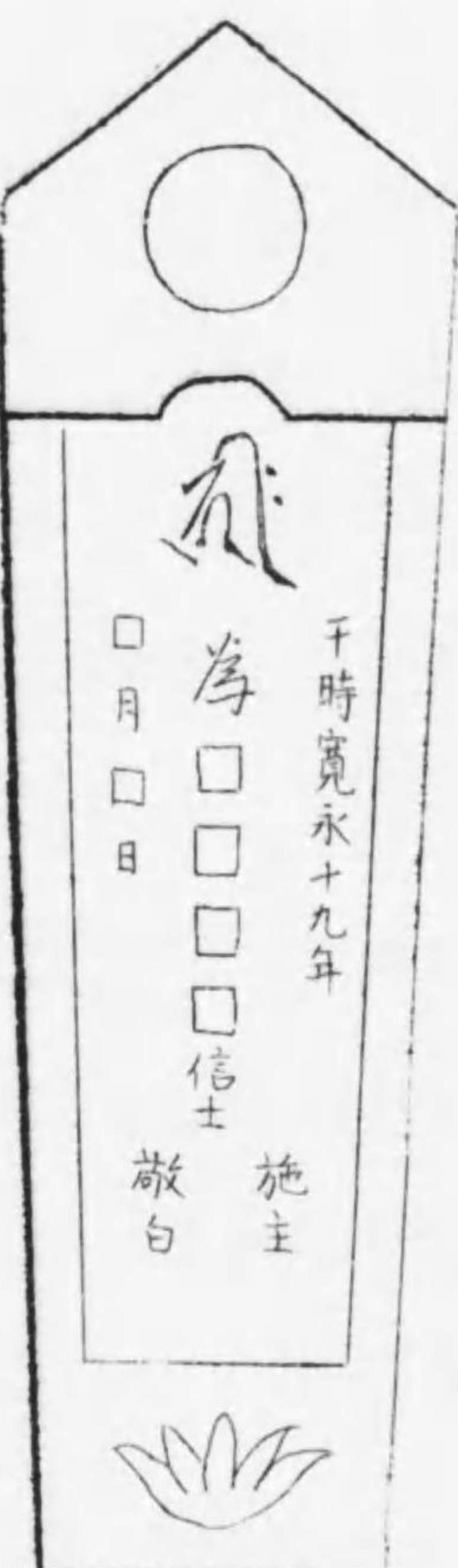
年号不明
で南朝の正朔を用ひたものが生数を占めて居ることは、其時

一一三

代に於て南朝方が延命寺附近に勢力を占めて居たことを物語る資料とすべきであらう、

第十章 墓石と板碑

板碑の造立目的は前記⁶如く、墓石の造立目的と全然異り主として供養並に逆修の爲に造立されたものであるが、時世を経るに従て板碑の形態がいつとは無しに墓石に移つた様に思はれる。墓石即ち一般民衆の屍を埋め或は遺骨を埋めた場所の標石は、徳川時代の初期に於て幕府が功支丹宗を禪壓する目的を以て設立せしめたものと思はれるが、山形地方に残れる墓石は右の事実を證明して寛永以後に造立されたもののみに限られ、萬治・寛文と時代を経るに従つて其数を増して居る。正保・慶安、



而して其墓石の初期とも見るべき寛永のものに在ては、其形態如何にも板碑の形態を模倣したものと如くである。即ち左に一例を挙げて参考に供する。

猶板碑の如く頭部山型をなし、次に甚だ減退して居るとは古へ立の如きを呈して居る。又額上の二横線は変じて円を寫すと何に依て生じたものであろうか。そのから板碑には造立の旨と年月日を刻して居るが、墓石に至ては死亡者即

ち墓の主人の法名を刻すこととなつたのである。而して此形式の初期墓石として山形市内に残るものは、來迎寺墓地にある、寛永六年十二月十九日 花林童女の墓を最もとして、大沼家の寛永八年、左十二年、左十九年の墓、其他常念寺墓地にある、和久井家の寛永十九年、青山家の正保四年、慶安四年、無縁の寛永十五年の墓石を認むべきである。

斯くて墓石は漸次形体を変じて位牌型となり、更に安永頃より四角長方形の墓石を立つる様になつたのである。併し以上は山形市内のものに就て見たのであるが、足一度市外に出れば、北村山郡延澤龍蓋寺にある延澤家の墓石、同

村六澤田照寺にある延澤満重の墓石の如きは慶長年間に建てられたものらしく、而も其形態は額部突出の板碑型を成して居るなどは、之を板碑の形態が墓石に移る過渡期の產物と觀ることが出来よう。

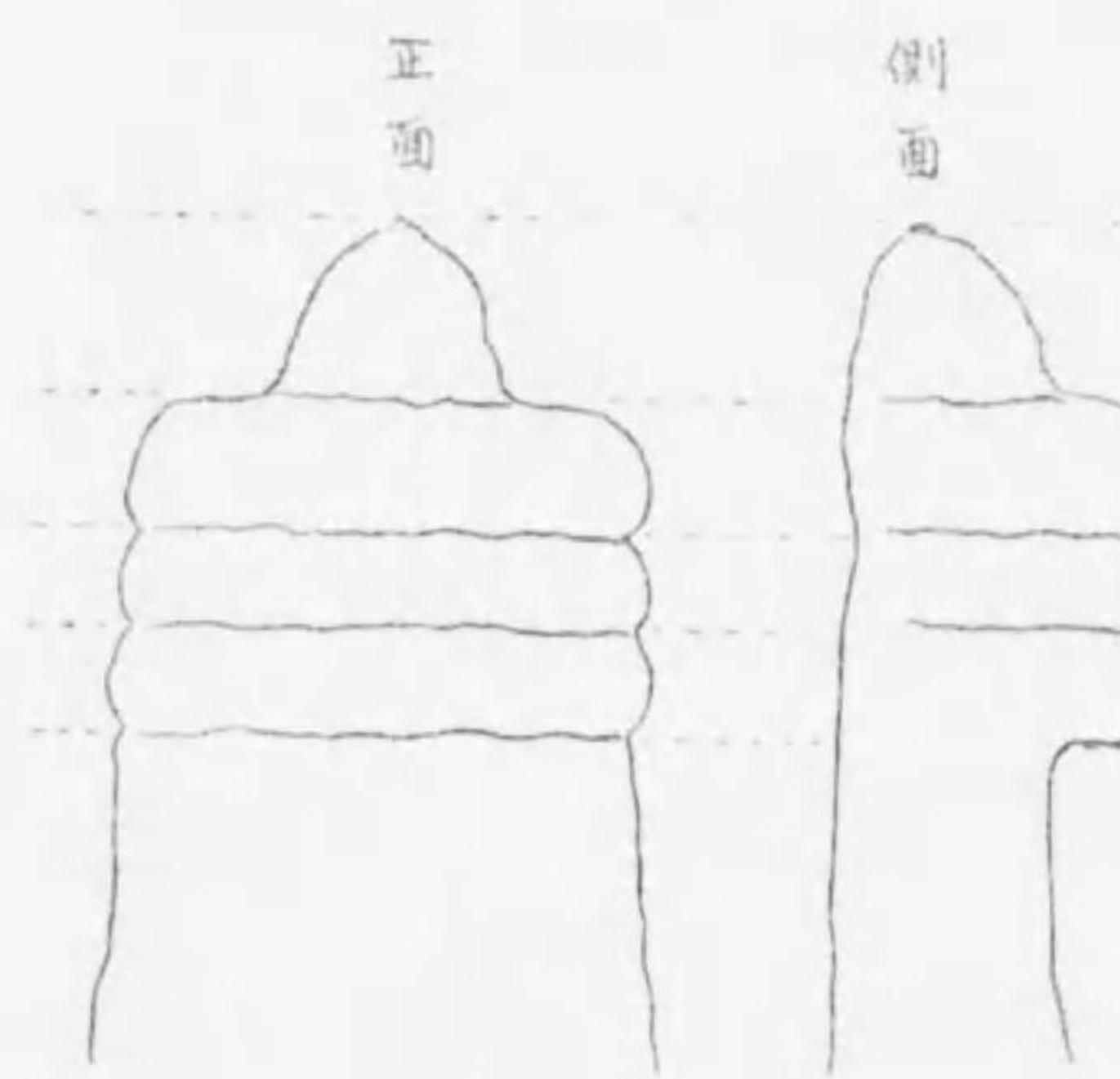
第十一章 結論

板碑の縣内に分布せる状況は以上の如くであるが、之を通するに、置賜地方には早くも正元年間に建立され、次て弘安年間、永仁年間のものが建立されて居る点を照合すれば、私等の普及は武藏より野州、岩代を経て地理的に來たものでは是等の普及は武藏より野州、岩代を経て地理的に來たもので黒く武藏より一旦鎌倉に入り其れが直接領主或は僧侶に依て置賜に入つたものであらうと想像される。又成生庄に普及せりものにして、以上と同一の経路を取つた様に思はれる。元來成生庄は乱川の扇狀湧泉地帶に位置を占めた關係で可なり。旧時代に發達したのであるが、其宗教的又文化的普及は彼の山寺寺宇若松の鎮護に依り、鎌倉時代に於ては其鎌倉文化が他よりも先んじて普及した事が板碑の如きが比較的早く普及した事と思はれる。又鎌倉時代に於て貴族佛教から民衆佛教、形式佛教から開放佛教に轉じた新興佛教と云ふ縣内に率先弘通した一向上人の時宗が成生庄藤原氏の招請に依り、鎌倉二階堂から直接成生

板碑管見（終）

蜀孝山
西田川郡湯田川村字藤澤に龍光上人方碑が立つて居る。高さ三尺二寸、巾一尺九寸、厚さ下部九寸位の自然石で、裏面に「遊行せ九代上人永祿五年成年十二月四日入寂古塔既墮底故寛政三年亥六月日新造立十阿弥 今年二百廿九年至と刻されて居る。是に依て見れば永祿五年の碑は墮失した爲め、寛政三年に再建したもので、現在の碑は寛政の造立で、古碑と称する迄には行かないが、其以前のものには如何なる形態であったか此處には大往年の想が便りだして筆を擱す。」

半し、成生地方は弥陀の時宗を奉じ、山寺附近は大日の祈禱宗（天台）を尊崇し、飽海郡に至ては彌陀と現世利益の薬師如來を信仰した跡が歴然と残されて居るゝも面白いことである。



次に信仰を表徵する梵字に照して地方の信仰的傾向を觀察すれば、置賜地方の屋代、赤陽地方は大体に於て眞言の大日如來を尊崇し、長井庄（米澤）に寄つた地方は弥陀の念佛宗に傾き、山形地方と最上郡とは、弥陀の念佛宗と大日の祈祷宗眞言と相思はれる。

（圖は頭部のみを表す）

昭和十年十二月二十日

印 刷

非

販 品

山

著 作 者

川

崎

清

良

發 行 者

川

崎

浩

男

發 行 所

山形市旅籠町三島通六三番地

川

崎

清

良

印 刷 者

山形市六日町埋立第2區
原 田 一

男

終

